

Q&A 消費税

インボイス制度

開始に向けて 準備すべきことは？



目次



適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

- Q 1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
- Q 2 インボイス制度の経営面への影響
- Q 3 経理業務への影響

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと

- Q 4 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた
 - Q 5 免税事業者の場合
 - Q 6 登録開始前に法人成りするメリットとは
 - Q 7 インボイスに記載すべき事項と注意点
 - Q 8 適格請求書発行事業者になるための準備
 - Q 9 仕入税額控除を受ける際の注意点
- コラム システムを変えるならインボイス対応のものを選ぼう

その他の注意点等

- Q10 納付税額の計算方法と特例
- Q11 適格簡易請求書（簡易インボイス）・請求書発行免除とは
- Q12 簡易課税を選択している場合
- コラム 将来は電子インボイスを中心とした会計・支払データ連携が標準に

インボイス？



©TKC全国会 2021

3

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

《テキストP1》



Q 1 日本にもインボイス制度が導入されるそうですが、どのような制度ですか？

A 1 インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。現行の区分記載請求書等保存方式に代わり、令和5年10月1日から導入され、導入後は、売手・買手双方に新たな義務が課されます。

1. インボイス制度とは

売手側・・・買手から求められたときは「適格請求書（インボイス）」を交付しなければならない

買手側・・・原則としてインボイス等の保存が仕入税額控除の要件

©TKC全国会 2021

4

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

〈仕入税額控除〉
事業者が納付する消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」といいます)計算します。

計算方法

$$\text{納付する消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^* - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^* \text{ (仕入税額)}$$


※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存

ココが変わります。



(出典:「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和3年7月)、一部改変)

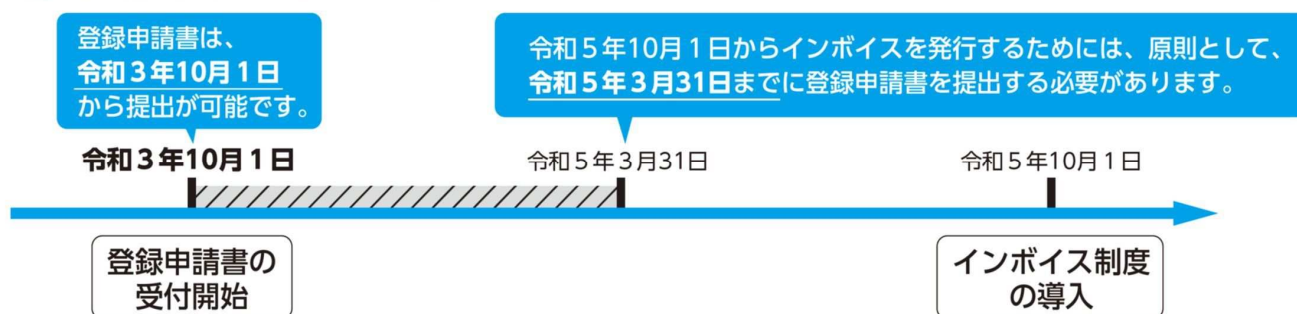
適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

2. インボイスとは

3. 事業者登録の申請が必要(詳細はQ4)

〈制度導入までのスケジュール〉



(出典: 国税庁リーフレット(令和3年7月)、一部改変)

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

(現行制度(区分記載請求書等保存方式)とインボイス制度の概要)

	項目	現行制度 (区分記載請求書等保存方式)	インボイス制度
請求書等の発行(売手側)	請求書等の記載事項	①請求書作成者の名前 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引金額 ⑤相手方の名前 ⑥軽減税率適用の対象品目である旨 ⑦税率ごとの取引金額	左段①～⑦に加えて ⑧登録番号 ⑨適用税率 ⑩税率ごとに区分した消費税額等
	請求書等の発行義務	なし	あり
	請求書等の写しの保存義務	なし	あり
	免税事業者の発行	可	不可
	虚偽の交付への罰則	なし	あり
買手側	仕入税額控除の要件	区分記載請求書の保存	インボイスの保存
	3万円未満の仕入れ	保存義務なし	保存義務あり(※例外はP.20参照)
	免税事業者からの仕入れ	仕入税額控除可	仕入税額控除不可 (経過措置あり)
その他	納付税額の計算	割戻し計算 積上げ計算(経過措置)	①積上げ計算 ②割戻し計算 (詳細はQ10参照)

©TKC全国会 2021

7

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

インボイス制度の経営面への影響

Q 2 インボイス制度の導入により、経営にはどのような影響が出るのでしょうか？

A 2 適格請求書発行事業者に登録していない事業者からの仕入れは仕入税額控除ができなくなるため、仕入れを行う相手業者の選別が行われる可能性があります。免税事業者は適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択するかどうかの検討が必要です。

1. 課税事業者(本則課税、簡易課税)の場合

(1) 売手側への影響

(2) 買手(仕入れ)側への影響

2. 免税事業者の場合(詳細はQ5)

©TKC全国会 2021

8

Q 3 インボイス制度の導入によって、経理業務にはどのような影響があるのでしょうか？ また注意点はありますか？

A 3 インボイス(適格請求書)に記載する項目が増えるため、請求書のフォーマット変更やシステムの設定変更が必要です。仕入れを会計ソフトに入力する際にもインボイスを確認し、免税事業者からの仕入れで仕入税額控除を受けないように注意しましょう。

1. 請求書等の様式の変更(詳細はQ7)

2. 仕入れに関する注意点

- (1) 会計ソフトへの入力
- (2) インボイスがない場合

2. 仕入れに関する注意点

- (3) インボイスの内容に誤りがある場合
- (4) 取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認
- (5) 売上税額、仕入税額の計算方法(詳細はQ10)

3. 顧客等への対応

4. 経費精算での留意点

インボイスが発行されなければ仕入税額控除不可のため、インボイスの発行についての確認をする必要があります。

- 個人タクシーの利用
- 個人商店からの仕入れ
- 個人が営業する店舗での飲食
- 店舗・駐車場の賃借
- フリーランスへの外注
- など

【事例①】取引先に向かう途中、手土産を買う【事例②】出張先でタクシーに乗る【事例③】居酒屋で忘年会



©TKC全国会 2021

11

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと

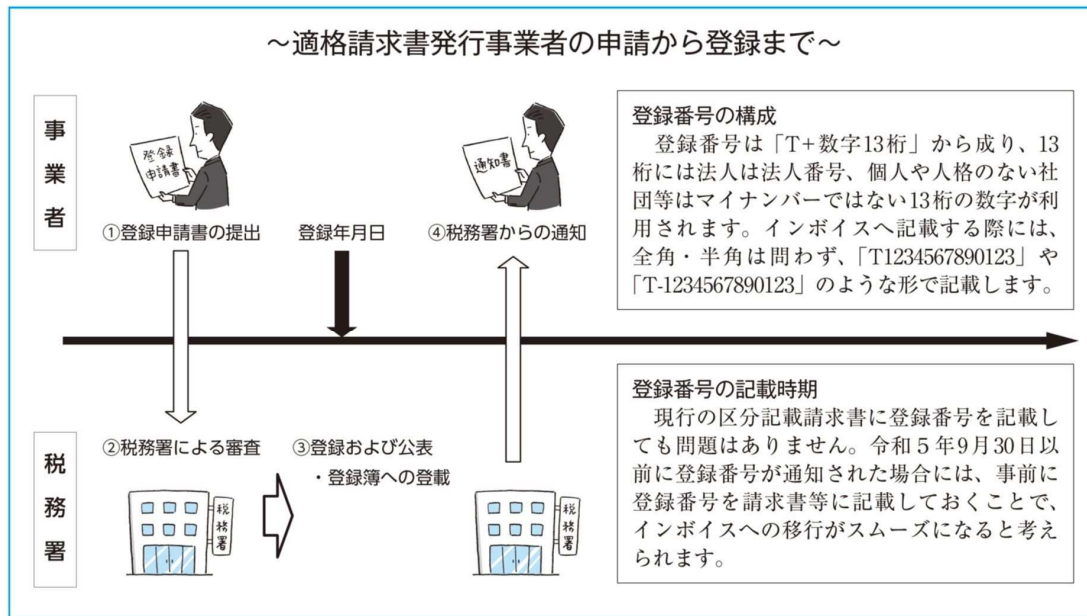
適格請求書発行事業者の登録申請のしかた

Q 4 インボイスを発行する適格請求書発行事業者になるためには、いつ、どのように登録申請をすればいいのでしょうか？

A 4 登録申請は令和3年10月1日から始まります。令和5年10月1日のインボイス制度開始と同時にインボイスを発行するためには、令和5年3月31日までに申請しなければなりません。また、いくつかの特例もあるため注意が必要です。

1. 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた

(1) 登録申請方法の流れ



(出典：国税庁リーフレット(令和2年6月改訂)、一部改変)

©TKC全国会 2021

1. 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた

(2) 登録の通知と効力

(3) 令和5年10月1日から登録を受ける場合の申請期限



©TKC全国会 2021

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた



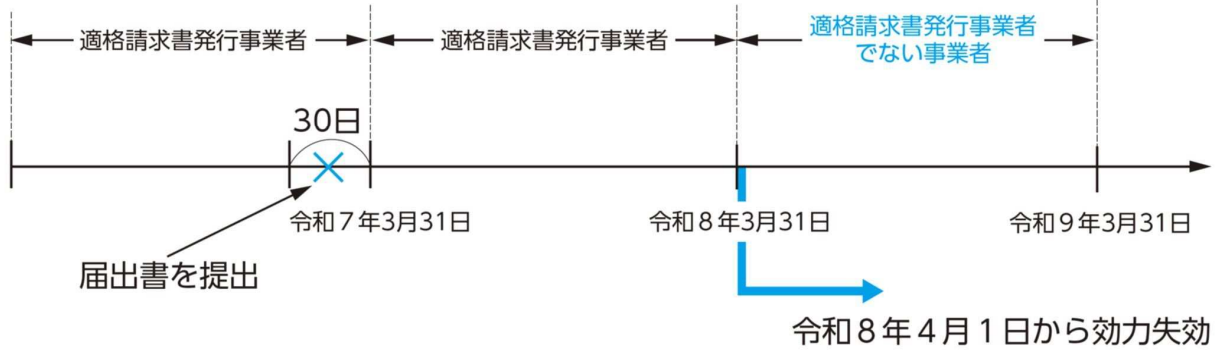
【テキスト P7】

1. 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた

(4) 登録の変更、取り消し

○課税期間の末日の30日前以後に届出書を提出した場合

(事業年度が4月1日から3月31日のとき)



(5) 新規設立法人の登録申請

©TKC全国会 2021

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた



【テキスト P8】

適格請求書発行事業者の登録申請書

第1-1(1)号様式
令和3年9月30日までは提出できません 国内事業者用
適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日	住所又は取引先(法人の場合)に主たる事務所の所在地	電話番号
申請者	氏名又は名称	代表者氏名
法人番号	法人番号	
税務署長宛		

この申請書に記載した次の事項(印欄)は、適格請求書発行事業者登録の際とともに、国税庁ホームページに掲載されます。
1 申請者の氏名又は名称
2 個人(人権のない社団等を除く。)においては、本居又は主たる事務所の所在地
3 上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
※ 申請書等に使用して公表しますので、申請書に記載した文字と異なる文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、消費税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和3年9月30日以前に提出するものです。

令和3年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和3年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和3年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付してください。

事業者区分
 課税事業者 免税事業者
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください。[詳しくは記載欄等をご確認ください。]

令和3年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和3年6月30日)までにこの申請書を提出することになったことにつき届届の事項がある場合は、その届届の事項

税理士署名
(電話番号)

届出番号 申請年月日 年 月 日 届出日 行 日 月 日 日

入力時期 年 月 日 番号確認 身元確認 申請書確認
1 実業部(法人)に提出する場合は、届届を記載してください。
2 税務署に届届は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

第1-1(1)号様式(次葉)
令和3年9月30日までは提出できません 国内事業者用
適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

氏名又は名称	法人番号	代表者氏名
個人番号	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	事業年度
事業内容	事業内容	課税期間の初日
課税事業者である。	免税事業者である。	
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えください。)	その執行を終わ、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していません。	

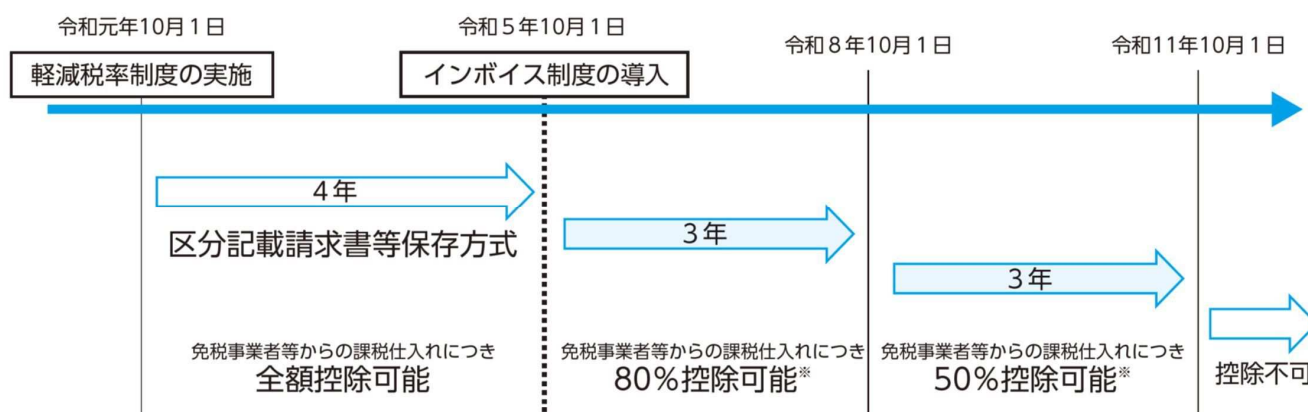
この申請書は、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの期間に提出するものと見做されます。

©TKC全国会 2021

Q 5 免税事業者なのですが、適格請求書発行事業者に登録をしたほうがいいのでしょうか？

A 5 事業者向けに販売、サービス提供をしている場合、取引から除外されるケースも考えられますので、適格請求書発行事業者の登録を検討する必要があります。その場合には簡易課税制度についても検討するとよいでしょう。

1. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



※この経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和3年7月）、一部改変）

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと 免税事業者の場合



《テキスト P10》TKC全国会

2. 適格請求書発行事業者の登録や簡易課税制度を検討
3. 免税事業者の適格請求書発行事業者への登録手続
4. 登録における経過措置

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年3月31日※)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

※令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。

(出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和3年7月)、一部改変)

©TKC全国会 2021

19

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと 登録開始前に法人成りするメリットとは



《テキスト P11》TKC全国会

Q 6

個人事業を営んでおり、法人成りを検討しています。法人成りのタイミングについてインボイス制度は何か影響がありますか？

A 6

法人成りのタイミングを検討する際に、適格請求書発行事業者に登録するタイミングも検討しておかないと、免税期間が途中で終わってしまうことが考えられます。

1. 法人成りをすることで最大2年間の免税
2. 法人成りのタイミング
最大2年間の免税を実現するためには令和3年10月1日までに法人成りをしておく必要があります
3. 法人成りの注意点

©TKC全国会 2021

20

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと インボイスに記載すべき事項と注意点



《テキスト P12》TKC全国会

Q 7 インボイスには具体的にどのような情報を記載するのでしょうか？
また、インボイスの発行にあたり注意すべき点を教えてください。

A 7 インボイスには、従来の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号と税率ごとの消費税額を記載する必要があります。また、当初発行したインボイスの記載に誤りがあった場合には、修正したインボイスを発行しなければなりません。

©TKC全国会 2021

21

インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと インボイスに記載すべき事項と注意点



《テキスト P12》TKC全国会

1. インボイスの記載事項

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書			
② ××年11月分			
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮		③	⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計	87,200円
		うち消費税	7,200円
(10%対象 40,000円		消費税	4,000円)
(8%対象 40,000円		消費税	3,200円)
④		△△(株)	
①		登録番号	T1234567890123

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等の不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合、インボイスの代わりに簡易インボイスを交付することができます(詳細はQ11参照)。

(出典：国税庁リーフレット(令和2年6月改訂)、一部改変)

©TKC全国会 2021

22

2. インボイスの発行義務と発行方法等

(1) 発行義務

以下のケースを除き、取引先から要求された際には
インボイスを交付する義務がある

〈インボイスの交付義務が免除になるケース〉

- ① 公共交通料金(3万円未満)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 自動販売機および自動サービス機での販売(3万円未満)
- ⑤ 郵便ポストに投函される郵便物

2. インボイスの発行義務と発行方法等

(2) 発行方法

書面に代えて、電磁的記録（電子インボイス）を提供
することができる

〈電磁的記録による提供の例〉



- ① 電子メールによる電子データの提供
- ② DVD、USBメモリ等の記録媒体を利用した提供
- ③ EDI取引による電子データの提供
- ④ WEBサイトを通じた電子データの提供

2. インボイスの発行義務と発行方法等

(3) 保存義務

(4) 虚偽記載・類似書類の発行禁止

3. 適格返還請求書

Q 8 適格請求書発行事業者になる場合、どのような準備をしておけばよいのでしょうか？

A 8 発行義務や方法等をよく理解することが必要です。ほかには、販売管理システム・請求書発行システムの買い替えや、これまで請求書等を発行していない（もらっていない）取引先への対応等を今のうちに検討しておく必要があります。

1. 適格請求書発行事業者の義務等

2. その他、対応すべき課題等

(1) 販売管理・請求書発行システムの買い替え

(2) 顧客への対応、社内教育

(3) 仕入先・購入先の確認

Q 9 税務調査で仕入税額控除の否認を受けるのではと不安です。仕入れに関する注意点はありますか？

A 9 仕入税額控除を受けるための要件（新消法30、同58）として、現行と同様に帳簿および請求書両方を保存する必要があります。インボイスのみの消費税計算ならびに仕入税額控除は認められないため、これまで以上にインボイスに基づく正確な記帳（入力）と保存が重要となります。

1. 仕入税額控除の要件

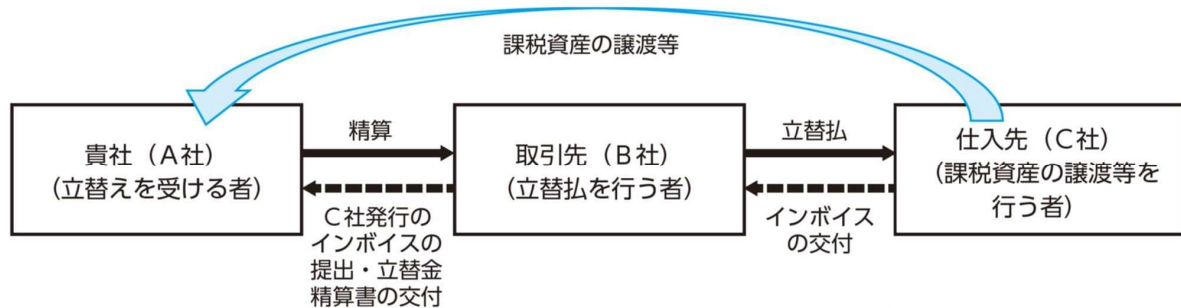
インボイスだけでなく法定事項が記載された帳簿の保存も必要

〈帳簿の記載事項と保存義務のあるインボイス〉

帳簿の記載事項	保存義務のあるインボイス等
①仕入先の氏名または名称	①インボイス
②取引年月日	②簡易インボイス
③取引内容 (軽減税率対象品目である旨)	③事業者が課税仕入れにつき作成する仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されているもの
④取引金額	④媒介または取次ぎに係る業務を行う者が委託を受けて行う農林水産品の譲渡について作成する書類
	⑤上記①～④の記載事項に係る電磁的記録

2. その他の注意点

(1) 立替金

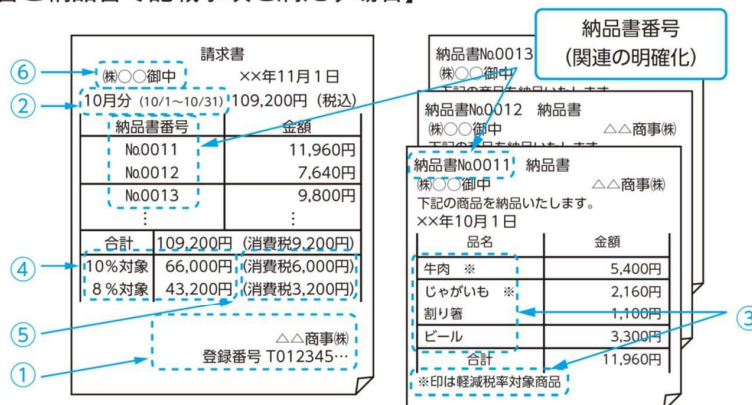


(出典：国税庁ウェブサイト、一部改変)

2. その他の注意点

(2) 複数の書類による対応

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜または税込) および適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称 |

(出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」 国税庁 (令和3年7月)、一部改変)

2. その他の注意点

(3) 口座振替等による支払い

システムを変えるならインボイス対応のものを選ぶ

レジや販管システムの入替えは要注意

IT導入補助金を活用しましょう インボイス対応ツールは加点

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
働き方改革・コロナ対策を進めたい
全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ IT導入補助金
(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円	150万～ 450万円 未満	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加工PC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で
中小機構に措置

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small 中小機構

Q10

インボイス制度では消費税額の計算はどうなりますか？

A10

税率ごとに集計した取引金額を割り戻して計算する方法と、インボイスに記載した税額を積み上げて計算する方法の選択制とされます。税額計算についても税率ごとに区分して計算することが必要となります。

1. 売上げにかかる税額の計算

2. 仕入れにかかる税額の計算

©TKC全国会 2021

33

《売上税額》

【積上げ計算】

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を乗じて消費税額を算出する方法です(適格請求書発行事業者のみ可)。

仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可

【割戻し計算】(原則)

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100(軽減税率対象の場合は6.24/100)を乗じて計算する方法です。

仕入税額はいずれか選択可

《仕入税額》

【積上げ計算】(原則)

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を乗じて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110(軽減税率対象の場合は6.24/108)を乗じて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

(出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和3年7月)、一部改変)

©TKC全国会 2021

34

Q11

適格簡易請求書（簡易インボイス）とはどのようなものでしょうか？
また、インボイスや簡易インボイスは必ずもらって保存しないといけないのでしょうか？

A11

簡易インボイスは、いわゆるレシートのように記載項目が簡略化されたもので、不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合にインボイスに代えて交付できます。また、自動販売機や公共交通機関等においては一部インボイスの発行義務・保存義務が免除されるものがあります。

1. 簡易インボイスについて

〈インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較〉

インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

簡易インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑥ (株)〇〇御中

* 軽減税率対象

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T123456...

××年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		内 消費税額 ¥324
10%対象		内 消費税額 ¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

適用税率または消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

2. インボイスの保存義務が免除されるもの

- ①公共交通機関による旅客の運送(3万円未満)
- ②入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③古物業者による古物の購入
- ④質屋による質物の購入
- ⑤宅地建物取引業者による建物の購入
- ⑥再生資源および再生部品の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
- ⑦自動販売機および自動サービス機からの商品・サービスの購入(3万円未満)
- ⑧郵便切手類を対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに投函されたものに限る)
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当および通勤手当等



©TKC全国会 2021

37

Q12

簡易課税制度はインボイス制度と併用できますか？

A12

簡易課税制度とインボイス制度は併用可能です。簡易課税制度では課税売上高をもとに納付する消費税額を計算するため、インボイスなど請求書等の保存は仕入税額控除の要件から外されます。

1. 簡易課税制度とは

©TKC全国会 2021

38

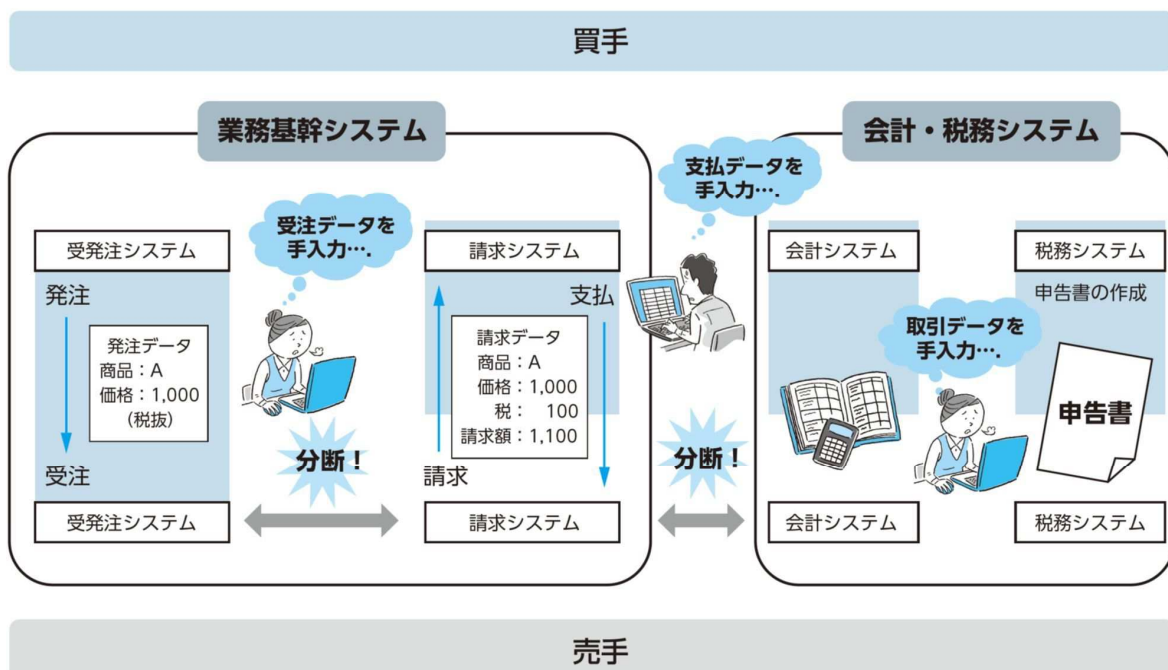
2. みなし仕入れ率とは

事業の種類	具体例	みなし仕入れ率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第3種事業	製造業等、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)	70%
第4種事業	その他の事業	60%
第5種事業	サービス業等、金融・保険業等	50%
第6種事業	不動産業	40%

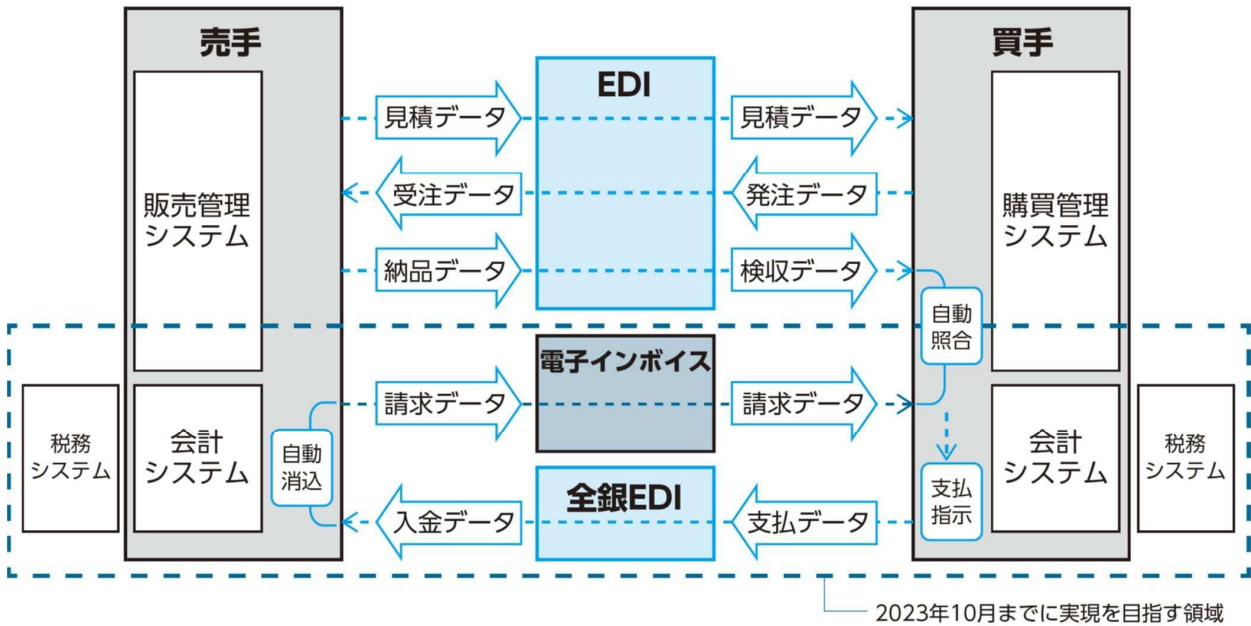
事業区分のフローチャートは【テキスト(22ページ)】をご参照ください

将来は電子インボイスを中心とした 会計・支払データ連携が標準に!?

バックオフィス業務の現状 (イメージ)



電子インボイスを利用するバックオフィス業務（イメージ）



(出典：EIPA 電子インボイス推進協議会ウェブサイト、一部改変)

©TKC全国会 2021

END

監 修：TKC 税務研究所
発行制作：株式会社TKC 出版

本パワーポイントに使用されているテキスト・図表・イラストの無断転載を固くお断りします